

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十五年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 オークワ橿原坊城店

所在地 橿原市東坊城町二四二―一

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 環境関係

(一) 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。

(二) 事業者は、工事を実施する際、公害を及ぼすと思われる付近住民に対し事前説明を行うとともに、公害が発生した場合は、誠意をもって対応すること。

2 交通関係

入口付近の交通安全対策について、地元住民と協議の上、必要な対策を講じること。また、カーブミラー等の交通安全施設の設置について、橿原市建設管理課の指示に従うこと。

3 その他

大規模小売店舗立地法第四条第二項の規定に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十五年一月十八日から同年二月十八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで